

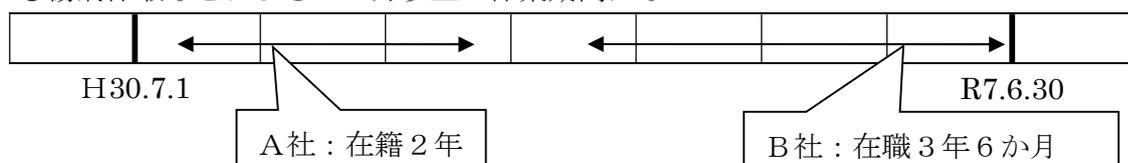
## ～受験資格に関するQ & A～

Q 1. 職務経験の「直近7年中5年以上（社会人）」とは、どのような場合が該当するのですか。

A 1. 通算できる職務経験の例は、下記のとおりです。

### (ケース1)

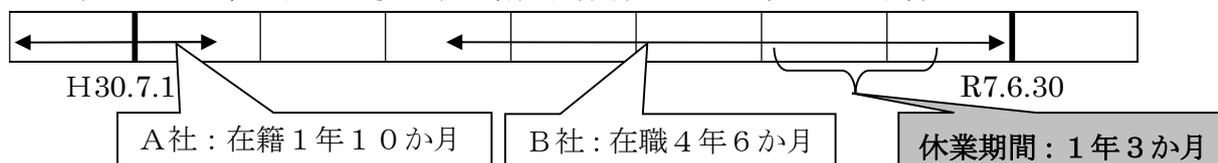
- A社で在職期間2年、B社での在職期間3年6か月
- 両社とも、週30時間以上の勤務である
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない



⇒通算して5年6か月となるので、「5年以上」の要件を満たします。

### (ケース2)

- A社で在職期間1年10か月（H30.7.1以降では10か月のみ）、B社での在職期間4年6か月
- 両社とも、週30時間以上の勤務である
- B社において、産前・産後休暇と育児休業合わせて1年3か月取得



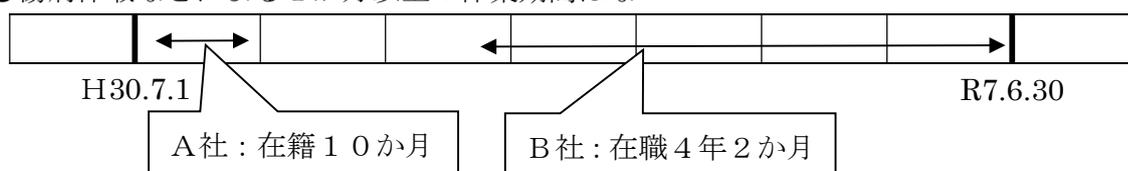
⇒A社については、H30.7.1以降の10か月のみ通算できます。

⇒B社の産前・産後休暇、育児休業期間は職務経験に通算できます。

⇒通算して5年4か月となるので、「5年以上」の要件を満たします。

### (ケース3)

- A社で在職期間10か月、B社での在職期間4年2か月
- 両社とも、週30時間以上の勤務である
- 傷病休暇などによる1か月以上の休業期間はない



⇒A社については10か月で、1年未満のため通算することはできません。

⇒B社の4年2か月のみとなるので、「5年以上」の要件を満たしません。

**Q 2. 平成30年4月1日から令和元年3月10日まで働いていました。1年以上継続して働いたとみなして職務経歴期間に算入することができますか。**

A 2. 職務経歴期間は1か月未満を切り捨てて算入します。この場合、令和元年3月1日から令和元年3月10日までの期間は1か月未満なので切り捨てるため、職務経歴期間は平成30年4月1日から令和元年2月末日までの11か月間となり、1年以上継続して働いたとはみなせず、職務経歴期間に算入することはできません。

**Q 3. 平成30年7月20日から令和4年1月10日【A期間】まで働いていましたが、令和元年5月15日から同年8月31日【B期間】まで傷病休暇を取得しました。職務経歴期間は何年何か月となりますか（週30時間以上の勤務）**

A 3. A期間は、令和3年12月20日から令和4年1月10日までは1か月未満のため切り捨てとなり、平成30年7月20日から令和3年12月19日までの3年5か月となります。一方B期間は3か月なので（同じく令和元年8月15日～8月31日までの1か月未満は切り捨て）、職務経歴期間は差し引き3年2か月となります。

**Q 4. 会社が倒産してなくなっており、合格したとしても職歴証明書の提出ができません。どのように職歴の証明をすればいいですか。**

A 4. 年金加入記録の証明、その他職歴が確認できる書類で代えることができます。ただし、証明できないことにより職務経歴期間を確認できない場合は、合格を取り消します。

**Q 5. 派遣社員ですが、同じ派遣元から半年ごとに別の会社に派遣されていました。この場合、派遣元が同じ会社なので職務経歴に通算することができますか。**

A 5. 同一事業所（派遣先）での勤続期間は半年となり、1年未満となりますので、通算することはできません。

**Q 6. 就業規則では週30時間未満の勤務でしたが、残業等も含めると週30時間以上働いていました。職務経歴として認められますか。**

A 6. 職務経歴要件を満たしているかどうかは、最終的に、最終合格後に提出していただく職歴証明書を確認のうえ判定します。

なお、職歴証明書において受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消しますのでご注意ください。